

Lemonade Journal 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「Lemonade Journal」と称します。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、社会の狭間で見過ごされてしまう「難病領域」の課題に目を向けるきっかけをつくり、どんな人にとっても生きやすく、活躍の機会がある社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 難病に関する情報収集および発信事業
- (2) 難病への理解促進のためのイベント企画および運営事業
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の1種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、自らの申し出により入会することができる。

(入会金及び会費)

第7条 入会金および会費は設定しない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、自らの申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 監事 1人

(選任)

第12条 役員は総会において会員の中から選任する。

(職務)

第13条 役員の職務は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 代表は、この会を代表し、業務を統括する。
- (2) 監事は、この会の業務および収支を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他この会の運営に関する重要事項

〈開催〉

第18条 通常総会は、毎年1回開催する

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第19条 総会は代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

(定足数)

第21条 総会は、運営会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 23 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 24 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 25 条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支報告)

第 26 条 この会の事業報告と収支報告に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第 27 条 会則は、総会の議決をもって変更することができる。

(解散)

第 28 条 この会は、総会の議決により解散する。

附 則

この会則は、2026 年 1 月 24 日から施行する。